平成２４年（フ）第４９号
愛知県西尾市上永良町六反15番地１　グレイス102号室
債務者　櫻庭　　薫
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
沖縄県宜野湾市大山２丁目30番17―201号　オアシス21
債務者　當山　清吾
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２８号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目22番５―202号　大謝名団地
債務者　時田三千代
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４５号
北海道帯広市西４条南19丁目11番地　河西マンション５号室
債務者　菅野美智子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第６３０号
札幌市東区北９条東９丁目１番11―603号、申立時の住所札幌市北区麻生町２丁目６番25号　MK87―402号
破産者　桜井　幸晴
1　主文　当裁判所が平成22年１月24日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市北区麻生町２丁目６番25号　MK87―402号」とあるのを、「札幌市東区北９条東９丁目１番11―603号、申立時の住所札幌市北区麻生町２丁目６番25号　MK87―402号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年２月24日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２７号
北海道名寄市西３条北６丁目15番地２　パル今井13号室、申立時の住所北海道名寄市西６条南１丁目12番地２　サンサンハイツ101号室
破産者　森　　拓将
1　主文　当裁判所が平成24年２月６日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道名寄市西６条南１丁目12番地２　サンサンハイツ101号室」とあるのを「北海道名寄市西３条北６丁目15番地２　パル今井13号室、申立時の住所北海道名寄市西６条南１丁目12番地２　サンサンハイツ101号室」と更正する。
2　決定年月日　平成24年２月24日
旭川地方裁判所名寄支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６６２号
川崎市高津区久末2098番地６
破産者　亡斎藤弘相続財産
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
富山県高岡市戸出栄町38番地４
破産者　株式会社サンフレーム
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７８号
富山県射水市二の丸町16番30号
破産者　株式会社江守
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第８５０号
堺市東区北野田314番地の９
破産者　有限会社スペースパル
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
兵庫県西宮市甲子園口２丁目７番３号
破産者　株式会社ラック
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
熊本県玉名郡長洲町清源寺738番地の１
破産者　雄飛産業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８号
青森県十和田市大字三本木字本金崎169番地
破産者　十和田石材建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１３９号
岩手県北上市有田町８番18号
破産者　有限会社和賀工務所
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９１号
広島県三原市宮浦５丁目17番16号
破産者　三原塗装株式会社
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
山形県尾花沢市大字尾花沢3016番地２
破産者　正司建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部